

## スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの

## フォローアップ会議運営要領（案）

〔平成 27 年 9 月 24 日〕  
フォローアップ会議申合せ

## （フォローアップ会議の運営）

第 1 条 スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（以下「フォローアップ会議」という。）の議事の手続その他フォローアップ会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

## （フォローアップ会議の招集）

第 2 条 フォローアップ会議は座長が招集する。

2 座長は、フォローアップ会議を招集すべき日時が決まり次第、座長が適当と認める方法により、遅滞なく公表する。

## （議長）

第 3 条 座長は、フォローアップ会議の議長となり、議事を整理する。

## （意見の聴取）

第 4 条 座長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## （フォローアップ会議の公開）

第 5 条 フォローアップ会議は公開とする。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、座長が定める。

## （議事録の作成及び公表）

第 6 条 フォローアップ会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。

## （フォローアップ会議の資料の公表）

第 7 条 フォローアップ会議の資料は、公表するものとする。

## （雑則）

第 8 条 この運営要領に定めるもののほか、フォローアップ会議に関し必要な事項は、座長が定める。